

議案第八十五号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

- 一 件 名 建物明渡し等の請求に関する民事訴訟
- 二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告

被告

は、本件駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を平成二十一年三月分まで納付したが、同年四月分から平成二十二年二月分まで滞納し、同年三月分から納付した。

区は、
に対して、再三にわたり督促を行ったが、
は、滞納した駐車場使用料の納付を一切しなかった。

(三) 使用許可の取消し

区は、平成二十三年十月十四日付けで、
に対して、同月三十一日までに使用料等及び駐車場使用料の滞納分全額の納付がない限り、同日付けで本件建物の使用許可を取り消す旨を通知した。この通知は、同月十五日、
に到達した。

ところが、
は、平成二十三年十月三十一日までに使用料等及び駐車場使用料の滞納分全額を納付しなかったため、同日の経過により本件建物及び本件駐車場（以下「本件建物等」という。）の使用許可は取り消された。区は、同年十一月四日、この旨を
に通知した。

(四) 訴訟の提起

滞納の額は、使用許可取消しにおいて、使用料等百十五万七千七百円（平成二十一年四月一日から平成二十二年二月二十八日までの使用分）及び駐車場使用料二十八万七千七百円（平成二十一年四月一日から平成二十二年二月二十八日までの使用分）、合計百四十三万

八千八百円に達している。

また、は、使用許可取消し後も本件建物等を明け渡ししていない。

よって、区は、を被告として、本件建物等の明渡し並びに使用料等及び駐車場使用料の滞納分並びに使用料等及び駐車場使用料の相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起し、併せて、を被告として、使用料等滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起する。

四 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。